

令和4年度（2022年度）  
第1回北海道環境審議会

議 事 録

日 時：2022年5月26日（木）午前10時開会  
場 所：か で る 2 ・ 7 5 2 0 会 議 室

## １．開　　会

○事務局（阿部環境政策課長）　それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和４年度第１回北海道環境審議会を開会します。

本日の司会を務めます環境政策課の阿部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員総数１７名のうち１１名のご出席をいただいております。条例の規定により、本審議会は成立していることをご報告いたします。

なお、本日出席予定でございました児矢野委員が急遽欠席となっているほか、白木委員につきましては、オンライン参加ということですが、若干遅れての参加になることをお知らせいたします。

また、前回の審議会以降に委員の改選がありましたので、皆様にご報告いたします。

藤井副会長の辞任に伴い、本日はあいにく欠席されておりますが、北海道大学大学院地球環境科学研究院の山中教授が新たに委員として任命されております。よろしくお願いいたします。

## ２．挨拶

○事務局（阿部環境政策課長）　それでは、開会に当たりまして、環境保全局長の竹澤よりご挨拶を申し上げます。

○竹澤環境保全局長　皆さん、おはようございます。

この４月から環境保全局長を拝命いたしました竹澤と申します。

令和４年度第１回北海道環境審議会の開会に当たりまして、一言、ご挨拶させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中をご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃より、道の環境行政に様々な形でお力添えをいただいておりますことに、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

昨年度、環境審議会は４回開催いたしましたけれども、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全てオンライン開催ということで、皆様に大変ご不便をかけたところでございます。本日は１年７か月ぶりの対面での開催ということになりますけれども、感染防止対策には最大限注意を払って運営してまいりますので、何とぞご理解のほどをよろしくお願いいたします。

昨年度、本審議会でもご審議をいただいた北海道地球温暖化対策推進計画につきましては、今年の３月に改定いたしまして、ゼロカーボン北海道の実現に向けまして、社会システムの脱炭素化、再生可能エネルギーの最大限の利用、それから、吸収源の確保といった取組を重点的に取り進めるということにしております。

そうした中、国による脱炭素先行地域の第１回の選定が先月行われまして、道内からは、

兵庫県とともに全国で最多となる石狩市、上士幌町、鹿追町の3地域が選定されたところであり、地域の脱炭素化を進める上で大きな一步になったと考えてございます。

また、今年の4月にプラスチック資源循環促進法、プラ新法が施行されまして、プラスチック製品の設計、製造から処理に至るまで、関係する各主体の資源循環の取組促進というのが図られることになりまして、道といたしましても、道民への普及啓発ですとか、市町村に対しましての取組の支援ですとか、本道におけるプラスチック資源循環の促進に向けまして、鋭意取り組んでいくこととしてございます。

さらに、生物多様性保全の分野におきましては、現在、国において生物多様性国家戦略の改定に向けた検討が行われておりまして、こうした動きを踏まえまして、道といたしましても、平成22年に策定しました北海道生物多様性保全計画につきまして見直しが必要というふうに考えておりますことから、本日は、本計画の変更について諮問させていただくということとしてございます。

このほか、本日は、昨年3月に改定いたしました北海道環境基本計画に基づきます施策の進捗状況の点検・評価の進め方についてのご審議、それから、各部会でご審議いただいた指定事項に関する審議結果のご報告を予定してございます。

委員の皆様におかれましては、それぞれのご専門の立場から忌憚のないご意見をいただければというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、今年度においても、道の環境行政の推進に当たってのいろいろな議題につきましてご審議いただく予定となっております、委員の皆様には何かとご負担をおかけしまして恐縮ですが、特段のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

○事務局（阿部環境政策課長） それでは、本年4月1日付けの人事異動に伴い、環境保全局長の竹澤のほか、幹部職員に異動がございましたので、ご紹介いたします。

最初に、自然環境局長の高橋です。

続きまして、委員の皆様から向かって右側から、自然環境課長の本間でございます。

次に、水・大気環境担当課長の中尾です。

食品衛生課長の佐藤です。

気候変動対策課長の佐々木です。

このほか、本日欠席しております職員については、お配りしております職員名簿をご覧ください。

次に、お手元にお配りしております資料の確認となります。

資料につきましては、次第、委員の皆様の出欠表、配席図のほか、今申し上げました職員名簿などの参考資料の後、本日の議題4件に対応しまして資料がございます。

詳細につきましては、次第の裏面に資料名が書かれております。

配付漏れ、あるいは印刷不鮮明などがございましたら、資料をお使いになるときに結構

ですので、事務局までお申しつけいただければと思います。

それでは、ここからの進行は中村会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

### 3. 議 事

○中村会長 おはようございます。

1年7か月ぶりということで、久しぶりの対面になりますが、大変天気の良い日でよかったと思います。これからずっと対面でできることを願っております。

それではまず、議事に入る前に、これまで当審議会の副会長を務めておられました藤井さんが、先ほど事務局からも説明があったとおり、海外研修に伴って3月31日をもって辞任されました。

北海道環境審議会の条例第4条第4項では、副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理するとされているため、これをお受けして、別の委員の方をお願いしたいと思います。

よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、新たに副会長を置く必要がありますが、北海道環境審議会条例第4条第2項では、会長及び副会長は委員が互選するということになっています。

そこで、互選の方法は推薦により行いたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中村会長 ありがとうございます。

それでは、副会長について、どなたか推薦をお願いいたします。

○小林委員 副会長には鈴木委員がふさわしいと思いますので、推薦をさせていただきたいと思います。

○中村会長 ありがとうございます。

ただいま小林委員から、副会長に鈴木委員というご推薦がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中村会長 鈴木委員には前にも副会長をやっていたので、また引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、鈴木委員は、副会長席に移っていただくようお願いいたします。

〔副会長は所定の席に着く〕

○中村会長 それでは、大変恐縮ですけれども、一言、ご挨拶をお願いいたします。

○鈴木副会長 皆様、おはようございます。鈴木光です。

中村会長を陰ながらお支えし、微力を尽くしてまいりたいと存じます。

皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○中村会長 ありがとうございます。

次に、今日はご欠席なのですが、新たに任命された山中委員の所属する部会についてですが、北海道環境審議会条例施行規則の第2条では、部会は会長が指名する委員をもって組織することとなっておりますことから、既にお配りしていると思うのですが、地球温暖化対策部会に指名させていただきたいと思います。山中先生は、もともとその分野がご専門ですので、ぜひその部会でお願いしたいと思います。

本人には事務局からお伝えください。よろしくお願いします。

それでは、時間も限られていますので、議事に入りたいと思います。

まず、本日は、知事から諮問がありますので、お受けしたいと思います。

○事務局（竹澤環境保全局長） 北海道生物多様性保全計画の変更について。

諮問。

北海道生物の多様性の保全等に関する条例第9条第6項の規定に基づき、北海道生物多様性保全計画の変更について諮問します。

〔諮問書の手交〕

○中村会長 今、皆さんの手元にもその諮問文が配られていると思います。今、局長からお話があったとおり、北海道生物多様性保全計画の変更についての諮問です。

それでは、事務局から、諮問の理由、背景等について説明をお願いいたします。

○事務局（本間自然環境課長） 改めまして、自然環境課の本間と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

日頃から、自然環境行政の推進につきまして、委員の皆様からご指導、ご助言をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

まず初めに、諮問の理由でございますけれども、道では、生物多様性基本法第13条及び、先ほど申しました同条例第9条の規定によりまして、平成22年7月に生物多様性保全計画を策定しまして、平成27年9月に一部を改定し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策の推進を図ってきたところでございますが、この計画期間はおおむね10年としておりますことから、これまでの施策の進捗状況のほか、社会経済情勢の変化等を踏まえまして計画を変更することとし、同条例に基づき、あらかじめ当審議会にご意見を求めるものでございます。

次に、資料1-1をご覧ください。

計画策定の背景及び趣旨につきまして、もう少し詳しく説明いたします。

道では、平成20年、2008年の洞爺湖サミットを契機にしまして、生物多様性の保全と持続可能な利用に関わる取組が今後さらに重要となるものとの認識の下、同年に制定されました生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略としまして北海道生物多様性保全計画を策定し、「地域の特性に応じた多様な生態系や動植物の保全」と「地域の特性に応じた生態系構成要素の持続可能な利用」の二つの目標を掲げまして、本道における生物多様性の保全施策に取り組んでいるところでございます。

また、平成27年9月の計画の一部変更につきましては、目標の達成状況を把握するための目安となります指標を設定し、さらに、計画に関する施策の実施状況の点検・評価結果等を踏まえ、見直しを行ったところでございます。

今後予定されておりますCOP15でのポスト2020生物多様性枠組の内容や、国の次期国家戦略の内容を踏まえまして、現行計画を変更するものでございます。

次に、最近の国内外の動きについて説明をいたします。

まず、国外では、一昨年、条約事務局から地球規模生物多様性概況第5版、いわゆる愛知目標の達成状況についての報告書が公表されたところでございますが、それによりますと、20の目標のうち完全に達成された目標はなく、2050年ビジョンであります自然との共生の達成には、今までどおりから脱却し社会変革が必要、様々な分野で個別に対応するのではなく連携した対応が必要と評価されたところでございます。

また、昨年7月には、ポスト2020生物多様性枠組の第1次草案が公表されまして、2030年までに、陸域、海域のそれぞれ30%を保全する、いわゆる30 by 30と言われておりますが、これが示されたところでございます。

また、ポスト2020生物多様性枠組の採択に向けました事前の作業部会などが本年3月に開催されておりますが、いずれも各国の意見の隔たりがございまして、さらに議論されることとなっております。

なお、新型コロナウイルスの蔓延や、こうした事前調整の状況などから、ポスト2020生物多様性枠組の採択を目指しますCOP15第2部につきましては、先月末からの開催予定でしたが、本年の第3・四半期、7月から9月に再度延期されているところでございます。

続きまして、国内の状況についてご説明します。

昨年の7月に、次期国家戦略の策定に先立ちまして、中央環境審議会での審議の際の基礎資料として課題の抽出や対応の方向性の検討を行いました次期生物多様性国家戦略策定研究会の報告書が取りまとめられたところでございます。

この報告書では、既存の取組に加えまして、2030年までに取り組むべきポイントとして、①として生物多様性と生態系の健全性の回復、②として自然を活用した解決策、NbSの積極的な活用、③としてビジネスと生物多様性の好循環とライフスタイルへの反映、この三つがポイントとして挙げられております。

それを踏まえまして、国では、昨年の8月から、国家戦略の変更について、中央環境審議会生物多様性国家戦略小委員会において議論が始まりまして、本年3月には次期国家戦略素案が示されたところでございます。

概要版を資料1－5に添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

この国の次期国家戦略につきましては、ポスト2020生物多様性枠組の採択を踏まえ、年内に策定される予定となっておりますが、正式なスケジュールはCOPの開催時期が決定された後に確定するというように伺っているところでございます。

次に、変更のポイントとして、大まかに三つ挙げております。

(1) としては、先ほど申した国内外の動向、情勢変化等を踏まえた変更、(2) として、計画の点検・評価を踏まえた変更、(3) としましては、実効性の向上を目指した変更ということで、これについては、適切な目標設定なり、後ほど説明いたしますが、点検・評価で進んでいない施策を盛り込むということになろうかと考えてございます。

次に、計画変更の進め方についてご説明申し上げます。

この計画につきましては、本道の恵まれた自然環境等を将来にわたって保全し、自然資源の持続可能な利用を図る道筋を示す重要な計画であると考えてございますので、親会で審議を行うことが適当であるというふうに思いますが、ポスト2020生物多様性枠組や次期生物多様性国家戦略の策定見通しを踏まえまして、あらかじめ実務的な見地から自然環境部会に付託し、審議を行うこととしたいと考えているところでございます。

もちろん、審議の過程で、適宜、親会に報告するとともに、親会においても審議を行う機会を設けたいと考えてございます。

なお、当審議会での審議のほか、計画立案に当たりまして、道民からの多様な意見を反映させるため、別途開催されております生物多様性ダイアログ、これは昨年から始まりまして、これまで2回開催し、来月の3回目においては、当審議会の中村会長にゲストとして参加いただく予定になっております。

ここでのご意見等も参考としていくというふうに考えてございます。

最後に、今後のスケジュール、あくまで予定ではございますが、本日、審議会に諮問し、その後、自然環境部会において審議をいただくこととし、部会では合計4、5回程度を予定しております。

今のところ、年末までに次期国家戦略が閣議決定される見込みでありますことから、その後、中間取りまとめを経て、来年の夏頃に当審議会から答申をいただき、パブリックコメントを実施した後、令和5年、2023年末に計画を策定したいと考えているところでございます。

続きまして、資料1－2をご覧ください。

現行計画の点検・評価の概要について、簡単にご説明を申し上げます。

説明の前に、資料の訂正がございます。申し訳ございません。

資料中段付近の3番、全体的な評価結果の下に「(1) 総合的評価」と書いておりますが、これを削除していただければと思います。申し訳ございません。

3の評価結果について簡単にご説明をいたします。

まず、アの施策別実施方針との関係として、現行計画では、生態系別施策、重要地域の保全施策、横断的・基盤的施策の三つの実施方針を掲げておりますが、生態系別施策ではさらに18項目、重要地域の保全施策では3項目、横断的・基盤的施策では11項目の実施方針を定めまして、関連指標群の動向から評価した結果、進展が見られるものもある一方、減退が見られたり進んでいない取組もあることから、さらなる取組の強化や、明らか

に不足している取組を推進する必要があるとしたところでございます。

また、イの目標との関係としましては、道内の全ての地域で特色ある生態系や動植物が保全され、それぞれの生態系構成要素が持続可能な形で利用されているとは言えない状況にあるということで、計画期間においては達成したとは言えないと評価したところでございます。

この評価結果を踏まえまして、今後の方向性、課題として取りまとめたものが4になります。

アとしまして、法令に基づく保護地域の保全とともに、保護地域以外での生物多様性の保全に貢献している地域、いわゆるOECMと言われておりますが、こういったところの認定など、新たな制度を活用し保全する範囲を拡大するなど、健全な生態系の維持、回復を図る必要があるのではないか。

イといたしまして、自然環境を暮らしや社会、経済活動の基盤として見つめ直し、自然が尊重される社会を目指すなど、自然の恵みの持続可能な利用をさらに図る必要があるのではないか。

ウといたしまして、生物多様性の認知度が低い現状から、体験学習や自然との触れ合いなどを通じまして、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性について理解促進に向けて取り組むなど、生物多様性の社会の浸透を図る必要があるのではないか。

最後にエといたしまして、気候変動による生物多様性への影響が徐々に顕在化していることから、温暖化の緩和策と適応策に関する取組と生物多様性の取組との連携を強化するなど、気候変動対策との相乗効果を図る必要があるのではないか。

こういったような方向性、課題を整理したところでございます。

最後に、資料1－3をご覧ください。

計画変更に係る論点について説明いたします。

これまでの国内外の情勢の変化や計画の点検・評価を踏まえまして、変更に係る論点につきまして、先ほど説明しました今後の方向性や課題と重複しますがけれども、大まかに1から5までの項目について整理したところでございます。

本日、諮問後初めての審議でございますので、この論点または方向性についてご審議をいただきたく、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○中村会長 ありがとうございました。

資料の1－4と1－5は、取りあえず見ておいてくださいという感じですか。

○事務局（本間自然環境課長） そうです。

○中村会長 時間が限られているので簡単な説明になってしまって、分からない点もあるかとは思いますが、そこも含めてご意見をいただければと思います。

一応、親会のマターですが、親会が開催できる回数も限られているので、自然環境部会のほうに付託して集中的に議論していただく形になると思います。



いかがでしょうか。

○能條委員 教育大学の能條です。

一つ質問ですけれども、資料１－２のウの生物多様性の社会への浸透というところで、多様性に関する認知度が低い現状であるということが書いてあります。

北海道の話だと思うのですが、これはどの程度であるとか、何か情報があるのでしょうか。どういうことなので認知度が低いというふうに考えているとか、どのくらいあるべきなのだけれども、そうになってないとか、そういうものが何かあったら教えてください。

○事務局（本間自然環境課長） ご質問をありがとうございます。

特に具体的な数字があるわけではないのですが、過去に道民意識調査ということをやっておりまして、そういった中で、生物多様性の認知度、周知度をはかったことはあるのですが、手元に資料がないので具体的な数字は申し上げられませんが、恐らく、２０％とか３０％とか、かなり低い数字だったのかなと感じています。そういった意味で、まだ浸透していないという評価をさせていただきました。

○中村会長 これは、多分、国レベルでも同じで、聞いたことがあるという人はもちろんいるのですが、いわゆる主流化というところまではいっていないような、そんなアンケート的な結果が出ていたと思います。

ほかにいかがでしょうか。

皆さんが考えておられる間に、私から一つお願いしたいのは、親会のマターということならば、例えば、資料１－２の総合的な評価のところ、八つの生態系とか１８項目とか、保全施策として３項目とか、項目数は出てくるのですが、一体どんな項目なのかが分からないのです。親会でやる時間が限られていることはよく理解しているのですが、本当にきちんとした多様性の地域戦略みたいなものをつくっていく上では、少なくとも情報が親会の委員に伝わらないと駄目だと思うのです。ということで、事前の資料なり何なりで、こういった指標があって、このうちの八つだとか三つというふうに、きちんとつながるようにしておいていただきたいと思います。

それから、同じ資料１－２の裏側にある気候変動対策との問題が、温対部会も含めて、つながりがきちんと説明できるように検討していただきたいと思います。

今のところ、生物多様性の危機はないと書かれているのですが、現実には再生エネルギーが、太陽光パネルが多いと思うのですが、道東も含めていろいろな場所につくられていて、それが生物多様性に対して影響を及ぼしていないとはとても思えないし、影響を及ぼしていると思うのです。

もちろん、片方のアクセルである地球温暖化を防がなくてはいけないということで、北海道が頑張って再生エネルギーを導入していくということは全体の合意、道民の合意だと思うのですが、片方で、それで自然環境が壊れたら元も子もないよねというのも事実だと思うのです。

本州のほうでは、斜面に太陽光パネルがつくられて土砂災害とか盛土災害みたいなものが起こっていると聞いていますので、くれぐれも緩和策と適応策がきちんと調和的になるような形で、温対部会と自然環境部会がお互いの情報をやり取りしながら、もちろん親会も含めてですけれども、やっていただきたいと思います。

可能ならば、今、オンラインで参加することがいろいろな形でできるので、自然環境部会も、この生物多様性の地域戦略の集中審議をやられるときに、親会のメンバーでいいので、傍聴できるような、意見を言い出すと混乱するかもしれませんので、傍聴できるような機会をつくっていただけるとよいと思います。

実は、温対部会の促進区域に対してどこを外すかという、再生エネルギーの促進区域には適合しない場所の議論が温対部会のほうでされることについても、親会のメンバーがそれを聞けるような形にしてくださっていますので、同様な形の配慮として、それをやっていただけるとありがたいと思います。

ご面倒おかけしますけれども、ご検討ください。

ほかにいかがでしょうか。

○本間委員 漁連の本間でございます。

資料１－３で、今後の検討の視点と論点ということで五つ載せられています。これを親会で言うべきかどうか、間違っていたらすみません。

３番目のグローバルな視点のところですが、まさしく道民の暮らしや道内産業の存続と発展にはグローバルな視点の生物多様性が関わっているということで、まさしくそのとおりだと思います。今後、具体的な検討をするに当たって、私は水産業、漁業の担当として特に具体的なお話をさせていただきたいのですが、北海道の噴火湾でやられている養殖ホタテですね。あそこにはヨーロッパザラボヤという有害生物が１０年以上発生して、漁業に非常に影響を与えています。これは、船舶からのバラスト水が原因だということで、まさしくグローバルな視点での海外とのやり取りということも今後必要になってきて、今、法律でしっかりと規制はされていますけれども、そういった影響も出てくるということがあります。

また、中国で発生するエチゼンクラゲ、いわゆる大型クラゲですね。あれも、かつては大量に発生して沿岸域で大きな影響を与えたということもありますし、昨年、道東沖で発生した赤潮ですね。セリフォルミスという新たなプランクトンが発生して、これも一部の学者はロシアから流れてきているのではないかという話もあって、クロマグロをはじめ、クジラ、サンマ、イカなど、海洋資源については国際的な資源管理が非常に重要になっています。

まさしく、ここに書いてあるグローバルな視点は、聞こえはいいのですけれども、より具体的に世界各国と生態系保全の認識をしっかりと共有するには、国のレベルにもなるかと思うのですが、やはり、道内の産業の存続と発展も視野に入れた中でしっかりとした議論をしていただきたいと思います。まさに、ここに書いてあるプラネタリー・ヘルス

概念ということで、人間も地球生物の一員であって、まさしく地球環境、生物多様性の中で人間も産業として生きてきているわけですから、地球環境保全というのは我々人間もしっかりと取り組んでいかなければなりません。また、北海道は、農業、林業、水産業という1次産業がまさしく経済的にも環境保全的にも非常に重要な位置づけにあります。生物多様性、環境保全のために産業がいろいろと制約される一方、我々漁業にとっては、洋上風力等を進めることは重要なのですが、影響が非常に大きいということもあります。

そういった観点も踏まえた中で、今後、自然環境部会のほうで、具体的な行動計画をつくるに当たっては、道民の暮らし、道内産業の存続、発展ということもしっかりと入れた中で、グローバルな視点をぜひとも取り入れていただきたいというお願いでございます。

よろしくお願いいたします。

○中村会長 貴重な意見をありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

私が気になるのは、Eco-DRRとかグリーンインフラとか、そこそこ市民権を得たような言葉になってきているものはまだいいのですけれども、OECMが突然この会議に出てきても、私自身もどういう場所をOECMとして指定するのかということも含めて、どういう形で今後進められるのかも見えていません。これは、多分、行政側もまだよく分かっていないし、もっと言うと環境省だってよく分かっていないと思います。30by30のカウントをする30%に入れるためにOECMを指定していくという流れだとは思いますが、その実態がいま一つ見えないので、もうちょっと見えてきたら、それについての勉強会的なものも開いていただくといいと思います。それはオンラインでできると思うので、こういう形で進めようとするとか、道としてのOECMはこんな形で考えているとか、その辺も丁寧に進めたほうがいいという感じがしました。

いろいろお願いばかりして恐縮ですが、次期の生物多様性保全計画に向けて、部会での議論をお願いしたいと思います。

ほかにありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○中村会長 それでは、最初にお話ししたとおり、この件については、吉中委員が部会長をされている自然環境部会においてさらに調査審議していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○中村会長 それでは、先ほどお願いしたように、できれば親会のメンバーもそれをオンライン傍聴できるような形で工夫してやっていただけるとありがたいです。よろしくお願いいたします。

次に参ります。

議事（2）の審議事項です。

令和4年度（2022年度）北海道環境基本計画（第3次計画）に基づく施策の進捗状

況の点検・評価について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（阿部環境政策課長） それでは、私から、資料２－１と資料２－２に基づいてご説明させていただきます。

今お話しいただいた道の環境基本計画の点検・評価につきましては、計画の中で、計画の着実な推進を図るため、施策の進捗状況を定期的に点検・評価していくということで定められており、これまでも、毎年度、審議会からのご意見も伺いながら実施してきたところでございます。

今年度からは、今ご紹介いただきました昨年３月に改正いたしました第３次の環境基本計画に基づく施策の進捗状況について点検・評価を行うこととなりますが、昨年度の審議会において出ましたご意見を踏まえまして、実施方針案を作成したところでございます。

本日は、その内容をご説明させていただき、ご了承いただいた後に道庁内での点検・評価の作業を進めさせていただきたいと考えているところでございます。

最初に、資料２－１をご覧ください。

点検・評価全体のスケジュールも含めた進め方について、この１枚で表しております。

最初の手続きにつきましては、点検・評価に必要となります指標などの見直しや、変更があった部分についての確認になりますが、昨年度に見直しを行いました関連計画がございますので、その詳細について確認を行い、目標数値の変更や追加が望ましいデータの洗い出しを行い、環境基本計画における指標に加えることについて、現在、関係課との協議を進めているところでございます。

具体的な指標の見直しの例でございますが、資料２－１の右上にⅠとして、指標群の見直しと書かれてございます。一例としましては、地球温暖化対策推進計画が昨年度末に見直されておりますので、それに伴う温室効果ガス排出量や新エネルギー導入量の目標数値の変更に加えまして、項目の追加としまして、同じく森林吸収源対策推進計画が見直しをされて、森林吸収量の目標が新たに加えられたこと、また、補足データもございますが、一番下のほうに、エゾシカ管理計画の見直しによります地域区分が、従前、西部地域としていたものを北部地域と中部地域に分割したことによりまして、それぞれの個体指数を加える予定としております。

これらの整理が終了した後に、資料２－１の左側になります施策の進捗状況に係る点検・評価ということで、作業を進めていきたいと考えてございます。

本日は、そのうちの環境審議会に対して、審議５月と書いておりますが、後ほどご説明いたします今年度の点検・評価の実施案についてご意見を伺い、ご了承いただいた後、作業を進め、点検・評価結果案を作成した後、今の時点では１０月頃をめどとしまして、その内容に関して再度ご審議をいただくことを考えてございます。

その後、年内を目途に公表や意見聴取の手続きを進めるほか、庁内関係課とも情報共有を行いまして、今後の施策の見直しの検討に反映させるということで考えてございます。

次に、今申し上げました点検・評価の実施方針案ですが、資料２－２をご覧ください。

左側につきましては昨年度の実施方針を、右側につきましては今年度の実施方針案について記載をさせていただいているところでございます。

実施方針案の（１）実施項目としております５分野３２施策につきましては、同じく資料２－２の２枚目に別表という形で添付させていただいておりますＡ４判縦のものをご覧ください。

５分野につきましては、左側にローマ数字で書かれている地球環境の保全、その下の循環型社会の形成、自然との共生、安全・安心な地域環境、各分野に共通する施策という５分野に加えまして、それぞれの分野にぶら下がります３２の施策につきまして個別に点検を行うということを考えてございます。

そのほか、重点的に取り組む事項として決めました９項目、具体的には施策の体系のところのア、イ、ウと書かれている文章の最後のところに、太線の四角囲みで「重点」と書かれている部分についてこういう形で定めさせていただいておりますので、これにつきましては、広い視点からの点検・評価も行うことを考えております。

資料を行ったり来たりで恐縮ですが、資料２－２の１枚目にお戻りください。

昨年度からの変更点としましては、今言いました実施案の（２）点検・評価の流れと結果の公表と書かれているうちの①になりますが、昨年度の審議会でご意見いただきましたデータの地域差にも着目した点検・評価を行うことが必要であるのではないかとというご意見をいただいておりますことから、このデータの地域差に着目した点検について実施しようと考えているほか、②につきましては、これもご意見がございましたが、その結果につきましては、報告事項ということではなくて、その部分についてはしっかりと審議をするということで、審議事項としていただきたいというご意見がございましたので、審議事項という形で取り扱わせていただきます。

また、④になりますが、その結果については、広く住民、事業者の方々なりの意見を伺う必要があるのではないかとという意見もいただいておりますので、これにつきましても、その結果については広く意見聴取を行うことを考えております。

この点検・評価につきましては、先ほど申し上げました計画の着実な実行を確保するといった内部での活用がメインでございましたけれども、今回は、広く意見も聴取する形を取りましたことから、今後、道の環境分野における取組の方向性など、一般の方にも分かりやすい形で点検結果の報告書をお示しする形を取ることになりますので、それにより、私どもの取組についての理解をより一層深めていただく機会になればと考えております。

雑駁でございましたが、私からの説明は以上でございます。

○中村会長　ありがとうございます。

これも部会ではなくて親会マターと思っていいですね。

これも限られた情報であって、まだ点検・評価の内容自体は見えないのですけれども、この方針とか、先ほど見せていただいた資料２－２の別表にあるような項目について評価していくことになるので、これが抜けているのではないかとということも含めて見ていただ

ければと思います。

いかがでしょうか。

私から伺いますが、資料２－２の別表の重点として森林等における吸収源対策と書いてあって、大事だと思うのですが、森林等の「等」に何があるか。

温対部会のほうでは、例のＣＯ<sub>2</sub>の吸収源の議論の中で、文字として書かれているブルーカーボンのアマモのことと、湿原、湿地、北海道が一番多くて全国のうちの８０％ぐらいいっていると思うのですが、そこが今のところは何もカウントされていません。それをきちんとカウントできるような形で考えるべきではないかという意見が出ていたと思うのです。

ということで、ここの森林等の「等」の中にそういうものが入っていればいいのですが、ぜひ検討いただきたい、そういった吸収源対策として使えるような方向で、ただ、国際的な取組とかいろいろあると思うので、今すぐにはいけないと思うのですが、北海道としては、そういうものに対してもきちんと取り組んでいますという姿勢は大事なのではないかと思います。

もう一つ、Ⅲの②に、突然、知床世界自然遺産だけが出てくるのはどういう意味でしたか。北海道は知床しか取り組まないということはないと思うのですが、なぜ特出しして知床の世界自然遺産が出てくるのか、そこを教えてください。

○事務局（阿部環境政策課長） 私どものセクションとしましても、その取組について専門に進める担当者もいますので、一昨年度の環境審議会でもお諮りした上で、この項目出しをしております。経過としましては、恐らく、従前より引き続きこの部分をやっていきたいということでこの項目が入ったと思っています。

○中村会長 よく分からない回答ですね。

わざわざ特出ししているので、きちんとした理由がないと分かりづらいですね。北海道に自然はたくさんあって、もちろん世界自然遺産と言われると知床になるのですが、ほかにも国立公園でたくさんあると思うのです。それぞれの場所で保全と利用の適正化というのは重要なテーマだと思います。確か、高橋知事のときに知床の公約があったような気がするのですが、その名残なのか何なのかよく分からないのですが、ひとまず、きちんと説明できるようにしてください。

知床を特出しするならば、こういう理由で北海道として頑張りますというような説明が必要だと思います。

○事務局（阿部環境政策課長） 了解いたしました。

○中村会長 ほかにいかがでしょうか。

○吉中委員 ２点申し上げたいと思います。

１点目は、今の知床の件で、会長がおっしゃったとおり、唐突な感じがするのですが、今の基本計画でこうなっているという経緯を私もあまり覚えておりませんが、私が考えるには、例えば、知床の適正な管理、保全と適正な利用という一つシンボリックな北海

道の中で、特に道と国、あるいは市町村、あるいは漁業者の方々がみんなが集まって一つの地域の保全と利用をしっかりとやっていこうというモデル的な意味はあるのかなと考えておりました。

どうしても国立公園で北海道と国との関係がどうなっているのか、あるいは、そこに市町村、あるいは1次産業の方々がどう関与されているのかということが、知床を例にすると少し評価がしやすくなるのかなという気がいたしました。それが1点目です。

もう1点は、先ほどの生物多様性の保全計画との関係について教えていただければと思います。

環境基本計画の第3章、ほかの章にも当然関係してきますけれども、生物多様性の保全計画の中身とかぶるもの、似たような項目立てになっているもの、あるいは違うものといろいろあると思うのですが、この環境基本計画とこれから改定作業を行う生物多様性の保全計画との関係について少しご説明いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○事務局（阿部環境政策課長） 基本的には、環境基本計画が上位計画に当たりまして、今、委員からご質問いただきました部分で、それぞれ個別の計画が、地球環境の保全であれば温暖化対策推進計画とか、それぞれ個別の計画ということになっております。現時点では、関係といいますと上位計画とその下の個別の下位計画という関係性になってくると認識しております。

○中村会長 多分、コンテンツの問題だと思います。

上か下かという話より、一番関係するのはⅢの自然との共生を基本とした環境の保全と創造というところですね。そこに書き込まれていることと多様性の保全戦略で書き込まれていることがうまくリンクしているのかということです。

○事務局（阿部環境政策課長） 基本は、現生物多様性保全計画の中身とリンクさせて、この環境基本計画となっております。それは連携させております。

○吉中委員 これから生物多様性保全計画の中身を検討していくことになったわけですが、その際に、環境基本計画に書いてあることにどこまでとらわれるのか、そういうことはどう考えればいいでしょうか。

○事務局（阿部環境政策課長） 環境基本計画自体は、一昨年度、計画を策定している際の個別計画の内容と整合を取っているものでございますので、これが正しいというよりも、基本的には個別計画の部分を踏まえてつくっているものになります。ですから、環境基本計画でこう書いているからそれ以上踏み込めないということはございません。

逆に、大きく変わった部分が出てきた場合については、その部分について環境基本計画のほうも逆に直してくるといえるのか、変更していくという手続が出てくると思います。

○中村会長 これは、あくまでも第3次ですと、既にできているものの点検ということで、今回の生物多様性のものは新たにつくるということですね。

ほかにご意見はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○中村会長 それでは、ほかに質問がないようでしたら、議事（３）に移ってよろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○中村会長 また後で思いついたことがありましたら、個別に事務局に言っていただければ対応してもらえと思います。よろしくお願いします。

まず、令和４年度（２０２２年度）公共用水域及び地下水の水質測定計画の作成についてということで、私が水環境部会の部会長をしていますので、私から報告させていただきます。

皆さんの手元にある資料３をご覧ください。

表紙をめくっていただいて１ページ目です。

昨年の１２月２１日に知事から諮問があつて、同日と１月２５日、これは例年２回やるのですけれども、２回にわたって審議を進めて答申を行いました。

審議に当たっては、公共用水域、地下水とも国が定めた水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準と、平成１６年に当部会が答申した「公共用水域及び地下水の水質の常時監視に関する基本的な考え方」に基づいて、水況の現状と動向を踏まえて令和４年度の水質測定計画の作成方針を策定し、その方針に基づいて具体的な測定地点や項目、頻度等を定めていくという方法で計画を作成いたしました。

まず、（１）の公共用水域の水質測定計画の概要についてですが、①の測定水系は、４ページの別表１をご覧ください。

河川は、重点河川１４水系、一般河川２９水系、その他河川２２水系、合わせて６５水系、湖沼は１１水系、海域は２１水系、合計９７水系について測定を実施すべきといたしました。

もう一度、１ページに戻っていただいて、②の測定地点については、水域の重要度や発生源及び周辺環境等を勘案して、令和３年度と同様としました。

続きまして、③の測定項目については、アの基本項目から２ページのキの特定項目までありますが、測定地点ごとに必要な項目を選定して、これまでと同様に生活環境項目、健康項目に重点を置いて実施することにしました。

④測定頻度、⑤測定時期についても、水域の重要度や発生源及び周辺環境等を勘案し、令和３年度と同様としました。

全体的に、モニタリングをずっと続けていくというスタイルの観測ですので、例年同じような形になります。

地下水について、３ページの（２）地下水の水質測定計画の概要ですが、①の測定地域は、また４ページに行っていただいて、別表２をご覧ください。

地下水の項目は、三つに区分して行うことにしています。

一つ目の概況調査は、地下水の全体的な水質を把握するための調査、二つ目の汚染井戸



周辺地区調査は、概況調査で環境基準を超えた場所について汚染範囲を確認する調査です。  
三つ目の継続監視調査は、経年的な変化を把握する調査になります。

測定地域ですが、概況調査の調査地域、市町村は、水質汚濁法政令市である札幌市、函館市、旭川市は毎年、その他の市町村では7か年で一巡する年次計画に基づいて、令和4年度については全道で27市町村を選定しました。

汚染井戸周辺地区調査は札幌市で実施するほか、令和4年度の概況調査で新たな汚染が確認された場合は、その周辺井戸について、必要に応じて実施することとしました。

継続監視調査は、令和3年度までの調査状況を踏まえて、令和4年度は51の市と町で実施することにしました。

3ページに戻っていただいて、②の測定地点については、記載のとおり実施することとしております。

③の測定項目については、概況調査で環境基準項目の全項目、汚染井戸調査と継続監視調査では環境基準を超過した項目の必要項目を測定することとしました。

④の測定時期も記載のとおりですが、継続監視調査のうち、年1回の調査の測定時期については、過去の調査結果を踏まえて5月から7月または9月から11月に実施することとしました。

令和4年度の公共用水域及び地下水の水質測定計画については、これらの審議を行って、水環境部会として測定計画案を作成し、1月25日に知事に答申を行いました。

水環境部会からの報告は以上です。

皆さんから何かご質問はありますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○中村会長 もし何かあれば、また後でお伝えください。

それでは、続きまして、温泉法の規定に基づく許可申請について、温泉部会の高橋部会長から説明をお願いいたします。

○高橋部会長 それでは、高橋からご報告いたします。

温泉部会における温泉法の規定に基づきまして、許可申請の審議結果についてご報告いたします。

当温泉部会では、北海道環境審議会運営要綱に基づきまして、指定事項として、温泉の掘削、増掘、動力装置の許可に係る処分について審議され、その結果が北海道に答申されております。

お手元の資料4-1ですが、これは、令和3年度、2021年度の北海道環境審議会温泉部会の開催状況を示した表でございまして、令和4年3月4日に第4回温泉部会を開催し、その議案の一覧を資料4-2と、その次の参考資料1から3として添付してございます。

当部会は、知事から諮問のあった温泉掘削等の許可申請について審議しています。

なお、資料4-2の第44号議案や、参考資料に黒で塗られている部分がございますけ

れども、ここにつきましては、当該議案が個人名義の申請であったことから、個人情報保護の観点から黒塗りとしてございます。

第4回部会の審議結果についてですけれども、全ての議案につきまして、許可相当ということにされております。

温泉部会の審議結果は以上でございます。

○中村会長 ありがとうございます。

これについて、ご質問、ご意見はいかがでしょうか。

地熱関係が増えているような気がするのですけれども、その傾向はあるのでしょうか。

○高橋部会長 昨今、国のゼロカーボンの話もございまして、地熱の案件は全国的に広がりつつあります。国の地熱予算も増額になっているということがあって、非常に多くなっています。また、北海道への注目も高まっていますので、北海道のほうも増加傾向にあります。

資料2をご覧くださいければと思うのですけれども、一見、第44号議案から第53号議案まで非常に数が多いように皆さんは受け止められると思いますし、一つの企業から複数本の掘削の申請が出ているように思われますが、実は、温泉法の掘削許可といいますのは一本一本に対しての許可となります。地熱開発の場合は、傾斜掘削といいまして、1本の糸からタコ足のように掘っていくということがあります。その場合は、途中、1本掘った穴が終わった後に結果が芳しくなければ、途中から穴曲げをします。その際も環境省の基準では新たな掘削になりますので、それも新たな許可を取らなければならないというルールになっています。

ですから、企業サイドとしては一刻も早く結論を出したいということで、1本の井戸からタコ足の掘削をする可能性のある申請に対しては複数本の申請を出すことになっております。例えば、下の株式会社レノバさんは4本の掘削申請が出ていますけれども、実際に掘るのは多分2本かと思います。そのように、どちらの方向に掘るかという計画の段階で既に4方向を検討して申請の許可を取っているということになります。この許可がなければ勝手な方向に掘っていけないというのが今のルールなので、そういう形で、見かけ上、掘削の許可が非常に多くなっているように見えます。温泉部会のほうでは、個々にそれぞれ慎重に審議をしている状況でございます。

○中村会長 ありがとうございます。

確か中環審のほうでも、国立公園内も含めた地熱発電をどういう形で許可していくかという議論が、それこそ国の温泉関係の部会と一緒に合同でやって、国全体としてはより進めたいというアクセルのほうが強かったのですけれども、北海道においては、いわゆる地熱発電は今までの法的な規制をどちらかというと緩める方向に行っているのか、まだ変わっていないのか、鈴木知事も2050年カーボンニュートラルを宣言されていて、こういった地熱発電も一つのエネルギー源だと思うのですが、その辺をもしご存じだったら教えてください。

○高橋部会長 国立公園内での掘削の規制緩和要件というのは、基本的に環境省から示されているので、道独自で国を上回るような規制の緩和ということはないと思います。

確か、今、国のタスクフォースのほうでも、いわゆる温泉法の規制に関する緩和の話がございまして、環境省が示しているガイドラインの見直しも先だって行われたばかりで、そのガイドラインに沿ってこれから検討していくことにもなっていくしますので、特段、北海道とか他府県が規制を緩めているということにはなりません。

ただ、ご存じのように、過去には２種、３種の開発ができなかったところが優良事例であれば認めますという形で、環境省側もその考え方に沿って変えつつありますので、その辺は皆さんに周知されている状態です。

○中村会長 ということは、北海道も国の決定に従う形でやっていくということですね。道立公園はどうなのですか。それはまだ分からないですか。

○高橋部会長 道立公園も、北海道だけがそこを認めるとかということにはならなくて、多分、道なり温泉部会なりで判断して、いいのか悪いのかということを審議していくことになるかと思っています。

○中村会長 第３種の国立公園で地熱発電を、今までは第２種だったかどうか記憶が定かではないのですが、基本は駄目だったものが逆になって、提案はオーケーで、問題がある場合は駄目みたいな逆転するような書きぶりをご検討されていて、私も出ていたのですが、今のお話を聞く限り、例えば、北海道の道立公園内での地熱発電について、今言った国と同様にブレーキを緩める的なことは議論されていないと思っていいですね。

○高橋部会長 はい。

○中村会長 ほかにいかがでしょうか。

○鈴木副会長 参考資料３を拝見しますと、答申にはたくさんの附帯意見がついているように思われます。

この附帯意見の具体的な内容は、どこかを見れば分かりますでしょうか。

○高橋部会長 これは、前にも質問があったと思うのですが、それぞれの掘削及び動力に対しては、例えば、ちゃんと資源管理できるように量をモニタリングしなさいとか、水位を測りなさいという附帯意見がつくのです。残念ながら、今は持ち合わせていないので、もし機会があれば、次の会議にでもお示しできるようにしたいと思います。

特に、最近の話で言いますと、温泉部会の中で議論されているのは、最近、火山周辺域での地熱掘削もあるので、委員からは、いわゆる地震とか火山への評価に影響するようなことも考えられるとの意見もありました。関係機関というのは気象台とか、例えば北大の地震火山研究観測センターとか、そういったところと地熱事業者がちゃんと情報提供なり情報共有するなり相談するなりしてくださいという附帯意見がつくことになるかと思っています。

この附帯意見については、①から⑫までありますけれども、何のことか、多分、皆さんはお分かりにならないと思いますので、次の機会にそれぞれの附帯意見について説明する

機会を設けたいと思います。

○中村会長 許可の条件Aというのは何ですか。

○事務局（佐藤食品衛生課長） 条件Aというのは、特に指摘とか要望があるというわけではなくて、許可しますという内容でございます。

○中村会長 その辺も、次回で結構ですので、どういう意味で書かれているのか教えてください。

ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○中村会長 それでは、全体を通して、言い忘れたことも含めて何かありますか。

○能條委員 今日の審議事項と直接関係あるかどうか分かりませんが、僕は夕張市というところに住んでいまして、夕張は国有林が多いと思うのであまり関係ないかと思うのですが、周りのまちの林がどんどんなくなって、どんどんはげていくのです。これは、昨今、外国から材が入ってこないからなのかと思うのですが、森林関係の点検をしたり調査をしたりという過程で、道のほうでここ一、二年でそういうことが進んでいるとか進んでいないという情報を持っていたりするのでしょうか。

私の周辺では、ここ一、二年で、山の木というより、高台とか市街地の隣とか、そういうところの木がかなりなくなったので、すごく気になっていたのです。

○中村会長 何か情報はありますか。

○事務局（阿部環境政策課長） 私どもが分かっている範囲で、そこは確実にこれだということとは分からないので、水産林務部などの関係部署に、一例として夕張市のお話がございましたけれども、確認をさせていただいて、その内容については委員の皆様と共有させていただきたいと思います。

○能條委員 夕張市というよりは、由仁とか、千歳とか、その周辺ですね。

○事務局（阿部環境政策課長） 夕張市周辺ということですね。分かりました。それは確認させていただきます。

○中村会長 かつて、リーマンショックのときに17、8%ぐらいまで木材自給率が下がったのですが、今は40%ぐらいまで上がっているのです。そういう意味では、特に本州だと大きなロットで切っているというのは、ある意味、自国で木材を生産するという意味ではポジティブな意味も含んでいるのですが、それこそ侵食の問題とか、ほかの問題を起こす場合は気をつけなくてはいけないということで、どういう背景なのかも分かる範囲で結構ですので、よろしくお願いします。

○能條委員 参考までに、卒業生で林業をやっている人たちがいて、その人たちにこれはどうなのかと聞くと、木材が入ってこないのもあるけれども、エネルギー転換が起こったせいで、再生可能エネルギーの需要がどんどん増えているせいかなという感じがしますということも言っていました。もちろん、何かデータがあつてという話ではないのですが、いろいろなことが重なって、見えてくるときには急にわっと見えてくるということ

があるのかなと思ったので、今日、話題にさせていただきました。

○中村会長 ひょっとすると、バイオマスエネルギーの燃やすほうで切っている可能性もなくはないですね。ヤシの殻まで輸入して燃やしているわけですからね。

○佐々木委員 今のことで、参考になるかどうか分からないですけども、私どもの弁護士会でバイオマスの関係で幾つか視察に行ったときには、ある工場では、バイオマスで燃やすために木を切るようなことはしなくて、あくまでも廃材とか、そういうものを周辺の市町村から持ってきて、それを利用しているということは言っていました。道東の大きいバイオマス発電の施設を見に行ったときにも、そのような話をされていました。ただ、それも三、四年前ぐらいの話なので、年数がたっているから状況は変わっているかもしれませんが、そういう話はあったので、バイオマス発電に関しては一応適正な利用がされているのかなと思いますが、今後検証は必要だと思います。

○中村会長 僕も専門ではないのですけれども、聞こえてくる話は、足りないということです。つまり、工場のほうの規模を決めてしまったので、木材資源として循環できる、今おっしゃったようなカスケード利用という、木材としてきちんと使えるときは木材として、CO<sub>2</sub>も含めたライフサイクルで考えた場合には、建築用材なり何なりで使っていて、最後に残ったものを燃やして熱エネルギーから電気に変えるということはあるのですが、それが最初からそっちに行ってしまうと、当然、なくなってしまうという心配はあります。分かる範囲で結構ですので、それも教えていただければと思います。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。全体を通じて、よろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○中村会長 決して意図して早く終わろうとするわけではないのですけれども、ひとまずご意見をいただけたということで、進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いします。

#### ４．閉 会

○事務局（阿部環境政策課長） 中村会長、どうもありがとうございました。

次回の審議会の開催予定ですが、現在のところ、8月の上旬頃を予定しております。時期が近づきましたら、事務局より委員の皆様にご予定についてご照会させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議会はこれで閉会いたします。

皆様、お疲れさまでございました。

以 上